

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3815909

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	ASSIGNMENT
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
KENJI OGURA	08/09/2010
HIRONAO TANAKA	07/22/2010
HIDEMASA YAMAGUCHI	07/22/2010
SONY CORPORATION	03/25/2013
JAPAN DISPLAY WEST INC.	04/01/2013
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	SONY CORPORATION
Street Address:	1-7-1 KONAN, MINATO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	108-0075
Name:	JAPAN DISPLAY WEST INC.
Street Address:	50 AZA KAMIFUNAKI, O-AZA OGAWA
Internal Address:	HIGASHIURA-CHO, CHITA-GUN
City:	AICHI-KEN
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	470-2102
Name:	JAPN DISPLAY INC.
Street Address:	7-1 NISHI-SHINBASHI 3-CHOME
Internal Address:	MINATO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	14992196
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(312)876-7934
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	

PATENT

Phone: 3128767925
Email: patents.us@dentons.com
Correspondent Name: DENTONS US LLP
Address Line 1: P.O. BOX 061080
Address Line 4: CHICAGO, ILLINOIS 60606-1080

ATTORNEY DOCKET NUMBER: 20002918-000094

NAME OF SUBMITTER: SUSAN FARLEY

SIGNATURE: /susan farley/

DATE SIGNED: 04/05/2016

Total Attachments: 39

source=Scanned from a Xerox Multifunction Device#page1.tif
source=Scanned from a Xerox Multifunction Device#page2.tif
source=Scanned from a Xerox Multifunction Device#page3.tif
source=Scanned from a Xerox Multifunction Device#page4.tif
source=Sony_JP_Display_West_Executed Assignment pdf#page1.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page1.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page2.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page3.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page4.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page5.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page6.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page7.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page8.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page9.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page10.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page11.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page12.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page13.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page14.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page15.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page16.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page17.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page18.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page19.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page20.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page21.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page22.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page23.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page24.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page25.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page26.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page27.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page28.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page29.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page30.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page31.tif

source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page32.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page33.tif
source=Sakai_JDI_Name_Change_Merger_Doc_With_Certifications#page34.tif

Under the Paperwork Reduction Act of 1995, no persons are required to respond to a collection of information unless it contains a valid OMB control number.

Declaration and Power of Attorney for Patent Application

特許出願宣言書及び委任状

Japanese Language Declaration

日本語宣言書

私は、以下に記名された発明者として、ここに下記の通り宣言する：

As a below named inventor, I hereby declare that:

私の住所、郵便の宛先そして国籍は、私の氏名の後に記載された通りである。

My residence, post office address, and citizenship are as stated next to my name.

下記の名称の発明について、特許請求範囲に記載され、且つ特許が求められている発明主題に関して、私は、最初、最先且つ唯一の発明者である（唯一の氏名が記載されている場合）か、或いは最初、最先且つ共同発明者である（複数の氏名が記載されている場合）と信じている。

I believe I am the original, first and sole inventor (if only one name is listed below) or an original, first and joint inventor (if plural names are listed below) of the subject matter which is claimed and for which a patent is sought on the invention entitled

LIQUID CRYSTAL DISPLAY APPARATUS

上記発明の明細書はここに添付されているが、下記の箱がチェックされている場合は、この限りでない：

the specification of which is attached hereto unless the following box is checked:

☐ _____ の日に出版され、

☒ was filed on March 27, 2009

この出版の米国出版番号またはPCT国際出版番号は、

as United States Application Number or

PCT International Application Number

_____ であり、且つ

PCT/JP2009/056274 and was amended on

_____ の日に修正された出版（該当する場合）

August 6, 2009 (if applicable).

私は、上記の修正書によって修正された、特許請求範囲を含む上記明細書を検討し、且つ内容を理解していることをここに表明する。

I hereby state that I have reviewed and understand the contents of the above identified specification, including the claims, as amended by any amendment referred to above.

私は、連邦規則法典第37編規則1.56に定義されている、特許性について重要な情報を開示する義務があることを認める。

I acknowledge the duty to disclose information which is material to patentability as defined in Title 37, Code of Federal Regulations, Section 1.56.

Japanese Language Declaration

(日本語宣言書)

委任状: 私は本出願を審査する手続を行い、且つ米国特許審判庁との全ての業務を遂行するために、記名された発明者として、下記の弁護士及び/または弁護士を任命する。(氏名及び登録番号を記載すること)

POWER OF ATTORNEY: As a named inventor, I hereby appoint the following attorney(s) and/or agent(s) to prosecute this application and transact all business in the Patent and Trademark Office connected therewith: (list name and registration number).

All practitioners associated with Customer No. 26263, with full power of substitution and revocation.

All practitioners associated with Customer No. 26263, with full power of substitution and revocation.

書類送付先

David R. Metzger
SONNENSCHN NATH & ROSENTHAL LLP
Post Office Box 061080
Wacker Drive Station, Sears Tower
Chicago, Illinois 60606-1080

Send Correspondence to:

David R. Metzger
SONNENSCHN NATH & ROSENTHAL LLP
Post Office Box 061080
Wacker Drive Station, Sears Tower
Chicago, Illinois 60606-1080

直接電話連絡先: (氏名及び電話番号)

David R. Metzger 312-876-2578
(Facsimile) 312-876-7934

Direct Telephone Calls to:
(name and telephone number)

David R. Metzger 312-876-2578
(Facsimile) 312-876-7934

唯一または第一発明者氏名	Full name of sole or first inventor Kenji OGURA
発明者の署名	Inventor's signature Kenji Ogura
日付	Date August 9, 2010
住所	Residence Kanagawa, Japan
国籍	Citizenship Japan
郵便の宛先	Post Office Address c/o SONY MOBILE DISPLAY CORPORATION 50 AZA KAMIFUNAKI, O-AZA OGAWA, HIGASHIURA-CHO, CHITA-GUN, AICHI-KEN, JAPAN

第二共同発明者がいる場合、その氏名	Full name of second joint inventor, if any Hironao YANAKA
第二共同発明者の署名	Second inventor's signature Hironao Tanaka
日付	Date July 22, 2010
住所	Residence Kanagawa, Japan
国籍	Citizenship Japan
郵便の宛先	Post Office Address c/o SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO, JAPAN

(第三以下の共同発明者についても同様に記載し、署名をすること)

(Supply similar information and signature for third and subsequent joint inventors.)

Under the Paperwork Reduction Act of 1995, no persons are required to respond to a collection of information unless it contains a valid OMB control number.

		Full name of third joint inventor, if any Hidemasa YAMAGUCHI	
発明者の署名	日付	Inventor's signature	Date
		<i>Hidemasa Yamaguchi</i>	July 22, 2010
住所		Residence Kanagawa, Japan	
国籍		Citizenship Japan	
郵便の宛先		Post Office Address c/o SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO, JAPAN	

		Full name of fourth joint inventor, if any	
発明者の署名	日付	Inventor's signature	Date
住所		Residence	
国籍		Citizenship Japan	
郵便の宛先		Post Office Address c/o SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO, JAPAN	

		Full name of fifth joint inventor, if any	
発明者の署名	日付	Inventor's signature	Date
住所		Residence	
国籍		Citizenship Japan	
郵便の宛先		Post Office Address c/o SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO, JAPAN	

		Full name of sixth joint inventor, if any	
発明者の署名	日付	Inventor's signature	Date
住所		Residence	
国籍		Citizenship Japan	
郵便の宛先		Post Office Address c/o SONY CORPORATION 1-7-1 KONAN, MINATO-KU TOKYO, JAPAN	

PTO/SB/106 (05-00)

Approved for use through 10/31/02. OMB 0651-0032

Patent and Trademark Office; U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE

Under the Paperwork Reduction Act of 1995, no persons are required to respond to a collection of information unless it contains a valid OMB control number.

Japanese Language Declaration

(日本語宣言書)

私は、ここに、以下に記載した外国での特許出願または発明者証の出願、或いは米国以外で少なくとも一國を指定している米国法典第35編第365条(a)によるPCT国際出願について、同第119条(a)(4)項又は第365条(a)項に基づいて優先権を主張するとともに、優先権を主張する本出願の出願日より前の出願日を有する外国での特許出願または発明者証の出願、或いはPCT国際出願については、いかなる出願も、下記の枠内をチェックすることにより示した。

I hereby claim foreign priority under Title 35, United States Code Section 119(a)-(d) or 365(b) of any foreign application(s) for patent or inventor's certificate, or 365 (a) of any PCT International application which designated at least one country other than the United States listed below and have also identified below, by checking the box, any foreign application for patent, or inventor's certificate, or PCT International application having a filing date before that of the application for which priority is not claimed.

Prior Foreign Application(s)

Priority Not Claimed

優先権を主張なし

外国での先行出願

P2008-085497

Japan

28/03/2008

(Number)

(Country)

(Day/Month/Year Filed)

(番号)

(国名)

(出願日/月/年)

PCT/JP2009/056274

Japan

27/03/2009

(Number)

(Country)

(Day/Month/Year Filed)

(番号)

(国名)

(出願日/月/年)

私は、ここに、下記のいかなる米国仮特許出願についても、その米国法典第35編第119条(a)項の利益を主張する。

I hereby claim the benefit under Title 35, United States Code, Section 119(e) of any United States provisional application(s) listed below.

(Application No.)

(Filing Date)

(出願番号)

(出願日)

(Application No.)

(Filing Date)

(出願番号)

(出願日)

私は、ここに、下記のいかなる米国出願についても、その米国法典第35編第120条に基づく利益を主張し、又米区を指定するいかなるPCT国際出願についても、その同第365条(c)に基づく利益を主張する。また、本出願の各請求項の範囲の主題が、米国法典第35編第112条第1段に規定された態様で、先行する米国出願又はPCT国際出願に開示されていない場合においては、その先行出願の出願日と本国内出願日またはPCT国際出願日との間の期間中に入手された情報で、本出願が同第37編第112条に定義された特許性に関わる重要な情報について開示義務があることを承認する。

I hereby claim the benefit under Title 35, United States Code, Section 120 of any United States application(s), or 365(c) of any PCT International application designating the United States, listed below and, insofar as the subject matter of each of the claims of this application is not disclosed in the prior United States or PCT International application in the manner provided by the first paragraph of Title 35, United States Code Section 112, I acknowledge the duty to disclose information which is material to patentability as defined in Title 37, Code of Federal Regulations, Section 1.56 which became available between the filing date of the prior application and the national or PCT International filing date of this application.

(Application No.)

(Filing Date)

(Status Patented, Pending, Abandoned)

(出願番号)

(出願日)

(現況: 特許許可、係属中、放棄)

(Application No.)

(Filing Date)

(Status Patented, Pending, Abandoned)

(出願番号)

(出願日)

(現況: 特許許可、係属中、放棄)

私は、ここに表明された私自身の知識に基く陳述が真実であり、且つ情報と信ずることに基づく陳述が、真実であると信じられることを宣言し、さらに、故意に虚偽の陳述などを行った場合は、米国法典第18編第1001条に基づき、罰金または拘禁、若しくはその両方により処罰され、またそのような故意による虚偽の陳述は、本出願またはそれに対して発行されるいかなる特許も、その有効性に問題が生ずることを意味した上で陳述が行われたことを、ここに宣言する。

I hereby declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issued thereon.

ASSIGNMENT

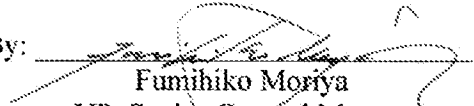
WHEREAS, SONY CORPORATION, a Japanese corporation, with a principal place of business at 1-7-1 Konan, Minato-ku, Tokyo, 108-0075 Japan hereinafter referred to as "Assignor", and current owner of patents and patent applications listed on Schedule A attached hereto ;

WHEREAS, Japan Display West Inc., a Japanese corporation, with a principal place of business at 50 Aza Kamifunaki, O-Aza Ogawa, Higashiura-cho, Chita-gun, Aichi-ken, 470-2102 Japan, hereinafter referred to as "Assignee," is desirous of acquiring Assignors' interest, right and title in the same;

NOW, THEREFORE, for valuable consideration, the receipt of which is acknowledged, and other good and valuable consideration, **SONY CORPORATION**, by these presents, hereby sells, assigns and transfers unto said Assignee, One Hundred (100%) of **SONY CORPORATION'S** right, title and interest in and to said patents and patent applications, as well as all patents related thereto and issuing therefrom, and any non-provisional, continuation, continuation-in-part, division, renewal, substitute or reissue thereof for the full term or terms for which the same may be granted, including the right to claim International Convention priority (hereinafter referred to as "Patent Rights") including the same to be held and enjoyed by the said Assignee for its use, and for its legal representatives and assigns, with all rights to sue and recover for any and all past, present and future infringements to the full end of the term for which said patent is granted, as fully and entirely as the same would have been held by us had this assignment and sale not been made.

Executed this 25th day of March, 2013

SONY CORPORATION

By: 

Fumihiko Moriya
VP, Senior General Manager
Intellectual Property Division,
Sony Corporation

CERTIFIED TRANSLATION

I, Wakako Anzai, am a translator of the Japanese language into the English language and I hereby certify that the attached comprises an accurate translation into English of those selected portions of the Certificate of all Removed Matters dated January 7, 2015 attesting to the merger and name change between Japan Display West Inc. and Japan Display Inc. having an effective date of April 1, 2013.

I hereby declare that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issued thereon.

Signed this 14 day of January 2016.

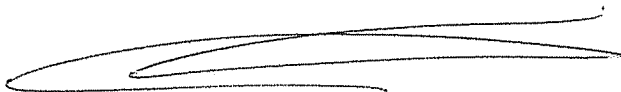
Name: _____

Wakako Anzai
(Name, Printed)

CERTIFICATION

I hereby certify that to the best of my belief, the information contained in the attached copy of the Certificate of all Removed dated January 7, 2015 attesting to the merger and name Change between Japan Display West Inc. and Japan Display Inc. having an effective date of April 1, 2013 is a true and correct copy, and any copy of same submitted is a true copy, of the original document.

Signed this 14 day of January 2016.



(Signature)

Wakako Anzai
(Name, Printed)

Partial translation of Certificate of All Removed Matters

① Certificate of All Removed Matters

② Trade name

(1) Hitachi Displays, Ltd.

(2) Japan Display East Inc. Changed on April 1, 2012
Registered on April 2, 2012

(3) Japan Display Inc. Changed on April 1, 2013
Registered on April 8, 2013

③ Head office

④ Method of giving public notice

⑤ Date of establishment of company

⑥ Purposes

⑦ * It is indicated that the underlined items are deleted matters. (Common to all pages)

⑧ Total number of authorized shares

⑨ Total number of issued shares and class and number thereof

⑩ Provisions to the effect that share certificates be issued

⑪ Amount of stated capital

⑫ Total number of authorized shares in a class and the details of the shares of each class

⑬ Provisions for restrictions on assignment of shares

⑭ Matters concerning officers (from page 5 to page 21)

⑮ Provisions for exemption from liability of directors etc. to the company

⑯ Provisions for limitation of liability of outside directors etc. to the company

⑰ Share option (from page 22 to page 28)

⑱ Company split

⑲ Absorption-type merger

(1) The Company absorbed Hitachi Display Devices, Ltd. (3681 Hayano, Mobara City, Chiba Prefecture) on April 1, 2011.
Registered on April 1, 2011.

Partial translation of Certificate of All Removed Matters

(2) The Company absorbed Hitachi Display Technologies, Ltd.
(3300 Hayano, Mobara City, Chiba Prefecture) on April 1, 2011.
Registered on April 1, 2011.

(3) The Company absorbed Japan Display Inc. (7-1,
Nishi-shinbashi 3-chome, Minato-ku, Tokyo) on April 1, 2013.
Registered on April 8, 2013.

(4) The Company absorbed Japan Display Central Inc. (9-2,
Hatara-cho 1-chome, Fukaya City, Saitama Prefecture) on April
1, 2013.
Registered on April 8, 2013.

(5) The Company absorbed Japan Display West Inc. (50 Aza
Kamifunaki, O-aza Ogawa, Higashiura-cho, Chita-gun, Aichi
Prefecture) on April 1, 2013.
Registered on April 8, 2013.

(6) The Company absorbed Japan Display East Products Co., Ltd.
(3300 Hayano, Mobara City, Chiba Prefecture) on April 1, 2013.
Registered on April 8, 2013.

- ②⑩ Matters relating to a company with board of directors
- ②⑪ Matters relating to a company with company auditors
- ②⑫ Matters relating to a company with board of company auditors
- ②⑬ Matters relating to a company with accounting auditors
- ②⑭ Matters relating to the registration record

②⑮ This is a certified record of all removed matters contained
in the Register (within the jurisdiction of the Chiba District
Legal Affairs Bureau).

January 7, 2015

Tokyo Legal Affairs Bureau, Minato Branch
Registrar

① 閉鎖事項全部証明書

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

商号 ②	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="412 331 1019 428">(1) 株式会社日立ディスプレイズ</td> <td data-bbox="1019 331 1364 428"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 428 1019 567">(2) 株式会社ジャパンディスプレイイースト</td> <td data-bbox="1019 428 1364 567"> 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 567 1019 701">(3) 株式会社ジャパンディスプレイ</td> <td data-bbox="1019 567 1364 701"> 平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 8日登記 </td> </tr> </table>	(1) 株式会社日立ディスプレイズ		(2) 株式会社ジャパンディスプレイイースト	平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記	(3) 株式会社ジャパンディスプレイ	平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 8日登記
(1) 株式会社日立ディスプレイズ							
(2) 株式会社ジャパンディスプレイイースト	平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記						
(3) 株式会社ジャパンディスプレイ	平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 8日登記						
本店 ③	千葉県茂原市早野3300番地						
公告をする方法 ④	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="412 806 1019 903">官報に掲載してこれを行う</td> <td data-bbox="1019 806 1364 903"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 903 1019 1041">官報により行う</td> <td data-bbox="1019 903 1364 1041"> 平成18年 6月16日変更 平成18年 6月29日登記 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="412 1041 1019 1281"> 電子公告とする。 http://www.j-display.com ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告ができない場合の公告方法は、官報に 掲載する方法とする。 </td> <td data-bbox="1019 1041 1364 1281"> 平成24年12月10日変更 平成24年12月21日登記 </td> </tr> </table>	官報に掲載してこれを行う		官報により行う	平成18年 6月16日変更 平成18年 6月29日登記	電子公告とする。 http://www.j-display.com ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告ができない場合の公告方法は、官報に 掲載する方法とする。	平成24年12月10日変更 平成24年12月21日登記
官報に掲載してこれを行う							
官報により行う	平成18年 6月16日変更 平成18年 6月29日登記						
電子公告とする。 http://www.j-display.com ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告ができない場合の公告方法は、官報に 掲載する方法とする。	平成24年12月10日変更 平成24年12月21日登記						
会社成立の年月日 ⑤	平成14年10月1日						
目的 ⑥	1. 液晶表示素子、反射型マイクロディスプレイ、投射型ブラウン管、直視型ブラウン管等ディスプレイ関連の電子部品・デバイスの開発、設計、製造及び販売 2. 液晶ドライバ、液晶コントローラ等の半導体集積回路の開発、設計、製造及び販売 3. 民生用電子機械器具の開発、設計、製造及び販売 4. 防犯、防災及び安全に関する設備機器の開発、設計、製造及び販売 5. 前各号に掲げた製品の製造装置等産業用電気機械器具の開発、設計、製造及び販売 6. 前各号に掲げた製品の再生処理及び再生製品の販売 7. 前各号に掲げた製品に関連する材料・部品等の開発、設計、製造及び販売 8. 前各号に掲げた製品に関連するソフトウェアの作成及び販売 9. 前各号に掲げた製品の賃貸、修理・保守サービス及び据付工事 10. 情報ネットワークシステムの構築、保守管理及び情報処理サービスに関する事業 11. 印刷、文書作成管理及び事務処理に関する事業 12. インターネットを利用した通信販売及び各種情報の提供、並びにこれら						

千葉県茂原市早野 3300 番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	の情報システムの開発、設計、運用及び保守 13. <u>電気工事、管工事、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事等の設備工事及び建築工事の設計、監理並びに請負</u> 14. <u>古物の売買</u> 15. <u>特許権、著作権、ノウハウ等の知的財産権の実施許諾及び使用許諾</u> 16. <u>経営及びマーケティングに関する各種研修の企画及び実施</u> 17. <u>前各号に関連するコンサルティング業務及びエンジニアリングの請負</u> 18. <u>労働者派遣事業</u> 19. <u>金銭の貸付、債権の買取、債務の保証及び投資顧問</u> 20. <u>不動産の管理、賃貸借及びその仲介</u> 21. <u>倉庫業及び貨物運送取扱業</u> 22. <u>前各号に関連する一切の事業</u>	
	(1) <u>中小型ディスプレイ装置およびその部品ならびに電子部品の研究、開発、製造および販売</u> (2) <u>前号に附帯関連する一切の事業</u> 平成24年 3月30日変更 平成24年 4月 2日登記	
	(1) 中小型ディスプレイ事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理 (2) 中小型ディスプレイ装置およびその部品ならびに電子部品の研究、開発、製造および販売 (3) 前各号に附帯関連する一切の事業 平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 8日登記	
発行可能株式総数 ⑧	<u>80万株</u>	
	<u>130万株</u>	平成18年 6月16日変更
		平成18年 6月29日登記
	<u>1840万株</u>	平成25年 3月27日変更
		平成25年 4月 8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数 ⑨	発行済株式の総数 <u>21万株</u>	
	発行済株式の総数 <u>25万80株</u>	平成17年 4月 1日変更
		平成17年 4月 5日登記
	発行済株式の総数 <u>34万200株</u>	平成17年10月 1日変更
		平成17年10月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>66万640株</u>	平成18年 4月 1日変更
		平成18年 4月 6日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	発行済株式の総数 <u>90万980株</u>	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 5日登記
	発行済株式の総数 <u>120万980株</u>	平成19年 7月 1日変更
		平成19年 7月 5日登記
	発行済株式の総数 461万3879株 各種の株式の数 普通株式 201万3879株 A種優先株式 260万株	平成25年 4月 1日変更
		平成25年 4月 8日登記
株券を発行する旨 の定め (10)	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月17日登記	
	平成18年 6月16日廃止 平成18年 6月29日登記	
資本金の額 (11)	<u>金105億円</u>	
	<u>金115億200万円</u>	平成17年 4月 1日変更
		平成17年 4月 5日登記
	<u>金137億5500万円</u>	平成17年10月 1日変更
		平成17年10月 6日登記
	<u>金217億6600万円</u>	平成18年 4月 1日変更
		平成18年 4月 6日登記
	<u>金277億7450万円</u>	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 5日登記
	<u>金352億7450万円</u>	平成19年 7月 1日変更
		平成19年 7月 5日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容 (12)	普通株式 1320万株 A種優先株式 520万株 1. 剰余金の配当 当社は、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）また はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。） に対し 剰余金の配当を行われない	

2. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、当会社の普通株式を有する株主または当会社の普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、残余財産分配額として、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、および(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日（同日を含む。）から残余財産の分配が行われる日（同日を含む。）までの期間につき、年利2.5%を乗じた金額（なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算によって算出する。）の総額（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を分配する。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的なA種優先残余財産分配金の調整を行うものとする。

(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先残余財産分配金のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成26年4月1日から平成46年3月31日までの間、当会社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当会社の普通株式1株を交付することを請求することができる。ただし、当会社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当会社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当会社は、平成29年4月1日から平成46年3月31日までの間いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、および(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日（同日を含む。）から金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの期間につき、年利2.5%を乗じた金額（なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算によって算出する。）の総額とする。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的な取得価額の調整を行うものとする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、平成46年3月31日までに取得請求のなかったA種優先株式の全部を、その翌日をもって取得し、当会社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当会社の普通株式1株を交付するものとする。ただし、当会社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当会社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

平成25年 3月27日変更 平成25年 4月 8日発効

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0037

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

株式の譲渡制限に関する規定 ⑬	譲渡による当会社の株式の取得については、株主総会の承認を要するものとする。 平成18年 6月16日設定 平成18年 6月29日登記	
	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、当会社の承認を要する。 平成24年 3月30日変更 平成24年 4月 2日登記	
役員に関する事項 ⑭	取締役	米内史明 平成15年 6月23日重任
	取締役	米内史明 平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
	取締役	米内史明 平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
	取締役	米内史明 平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
	取締役	米内史明 平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
	取締役	米内史明 平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成22年 6月30日辞任
		平成22年 7月 1日登記
	取締役	田中裕成 平成15年 6月23日重任
		平成17年 3月31日辞任
		平成17年 4月11日登記
	取締役	大谷浩美 平成15年 6月23日重任
	取締役	大谷浩美 平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

		平成19年 3月31日辞任
		平成19年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 田 和 俊</u>	平成15年 6月23日就任
	<u>取締役</u> <u>吉 田 和 俊</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 田 和 俊</u>	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 田 和 俊</u>	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 田 和 俊</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 田 和 俊</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成22年 9月30日辞任
		平成22年10月 5日登記
	<u>取締役</u> <u>佐 藤 幸 宏</u>	平成15年 6月23日重任
	<u>取締役</u> <u>佐 藤 幸 宏</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成17年 8月31日辞任
		平成17年 9月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>向 山 健 治</u>	平成15年 6月23日重任
	<u>取締役</u> <u>向 山 健 治</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

		平成18年 3月31日辞任
		平成18年 4月10日登記
	<u>取締役</u> <u>藤岡 真</u>	平成15年 6月23日重任
		平成17年 3月31日辞任
		平成17年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>青木 典夫</u>	平成16年 4月 1日就任
	<u>取締役</u> <u>青木 典夫</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年12月31日辞任
		平成19年 1月10日登記
	<u>取締役</u> <u>畑 中和 夫</u>	平成16年 4月 1日就任
	<u>取締役</u> <u>畑 中和 夫</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>畑 中和 夫</u>	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>畑 中和 夫</u>	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>畑 中和 夫</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
	<u>取締役</u> <u>畑 中和 夫</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成23年 3月31日辞任
		平成23年 4月 1日登記

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

	<u>取締役</u> 江 幡 誠	平成16年 4月 1日就任
		平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年 3月31日辞任
		平成18年 4月10日登記
	<u>取締役</u> 若 林 肇	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
		平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
	<u>取締役</u> 近 藤 裕 則	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
		平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	<u>取締役</u> <u>近 藤 裕 則</u>	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>田 宮 直 彦</u>	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>田 宮 直 彦</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>田 宮 直 彦</u>	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>田 村 豊 一 郎</u>	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>田 村 豊 一 郎</u>	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成17年12月31日辞任
		平成18年 1月10日登記
	<u>取締役</u> <u>中 村 道 治</u>	平成17年 6月17日就任
		平成17年 7月 1日登記
		平成19年 3月31日辞任
		平成19年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>森 和 廣</u>	平成17年 8月 1日就任
		平成17年 8月10日登記
		平成18年12月31日辞任
		平成19年 1月10日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	<u>取締役</u>	<u>西 野 壽 一</u>	平成17年 9月 1日就任
			平成17年 9月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>西 野 壽 一</u>	平成19年 6月13日重任
			平成19年 6月20日登記
	<u>取締役</u>	<u>西 野 壽 一</u>	平成20年 6月12日重任
			平成20年 6月20日登記
			平成20年 9月30日辞任
			平成20年10月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>伊 藤 義 文</u>	平成18年 1月 1日就任
			平成18年 1月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>伊 藤 義 文</u>	平成19年 6月13日重任
			平成19年 6月20日登記
			平成20年 3月31日辞任
			平成20年 4月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉 見 功</u>	平成18年 4月 1日就任
			平成18年 4月10日登記
			平成19年 3月31日辞任
			平成19年 4月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>西 川 晃 一 郎</u>	平成18年 4月 1日就任
			平成18年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>西 川 晃 一 郎</u>	平成19年 6月13日重任
			平成19年 6月20日登記
	<u>取締役</u>	<u>西 川 晃 一 郎</u>	平成20年 6月12日重任
			平成20年 6月20日登記
	<u>取締役</u>	<u>西 川 晃 一 郎</u>	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月23日登記

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0043

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>井 本 義 之</u>	平成19年 1月 1日就任
		平成19年 1月10日登記
	<u>取締役</u> <u>井 本 義 之</u>	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>井 本 義 之</u>	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>井 本 義 之</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
	<u>取締役</u> <u>井 本 義 之</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
	<u>取締役</u> <u>井 本 義 之</u>	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>唐 弓 幸 一</u>	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>唐 弓 幸 一</u>	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>唐 弓 幸 一</u>	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>唐 弓 幸 一</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
	<u>取締役</u> <u>唐 弓 幸 一</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0044

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

		平成23年 3月31日辞任
		平成23年 4月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>青山直文</u>	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>青山直文</u>	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>青山直文</u>	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>青山直文</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>川上潤三</u>	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
		平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日退任
		平成21年 6月23日登記
	<u>取締役</u> <u>深谷正樹</u>	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>深谷正樹</u>	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
	<u>取締役</u> <u>深谷正樹</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0045

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	<u>取締役</u> 深谷正樹	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> 森田研	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
		平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成22年 6月30日辞任
		平成22年 7月 1日登記
		平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 4日登記
	<u>取締役</u> 佐藤幸宏	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
	<u>取締役</u> 佐藤幸宏	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0046

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>三 好 崇 司</u>	平成21年 6月17日就任
		平成21年 6月23日登記
	<u>取締役</u> <u>三 好 崇 司</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成23年 6月21日退任
		平成23年 7月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>酒 井 健 治</u>	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>酒 井 健 治</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
	<u>取締役</u> <u>酒 井 健 治</u>	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>古 田 豊 紀</u>	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
	<u>取締役</u> <u>古 田 豊 紀</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
	<u>取締役</u> <u>古 田 豊 紀</u>	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>引 場 正 行</u>	平成22年10月 1日就任
		平成22年10月 5日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	<u>取締役</u> <u>引 場 正 行</u>	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>熊 倉 和 明</u>	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>熊 倉 和 明</u>	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>小 林 信 彦</u>	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>小 林 信 彦</u>	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>西 康 宏</u>	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>西 康 宏</u>	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>福 井 功</u>	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>福 井 功</u>	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0048

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
	取締役 保田隆雄	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
	取締役 保田隆雄	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
	取締役 大塚周一	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
	取締役 大塚周一	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
	取締役 谷山浩一郎	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
	取締役 谷山浩一郎	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
	取締役 谷山浩一郎 (社外取締役)	
		平成25年 4月 8日社外 取締役の登記
	取締役 朝倉陽保 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 8日登記
	取締役 鈴木智行 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 8日登記
	取締役 深串方彦 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 8日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

取締役 畑 中 和 夫	平成25年 4月 1日就任
	平成25年 4月 8日登記
取締役 小 林 喜 光 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任
	平成25年 4月 8日登記
取締役 白 井 克 彦 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任
	平成25年 4月 8日登記
取締役 菅 野 寛 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任
	平成25年 4月 8日登記
千葉県茂原市早野2124番地7 代表取締役 米 内 史 明	平成15年 6月23日重任
	平成17年 6月17日重任
	平成17年 7月 1日登記
千葉県茂原市早野2124番地7 代表取締役 米 内 史 明	平成17年 7月31日辞任
	平成17年 8月10日登記
東京都文京区千石二丁目16番1号 代表取締役 森 和 廣	平成17年 8月 1日就任
	平成17年 8月10日登記
	平成18年12月31日辞任
	平成19年 1月10日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成19年 1月 1日就任
	平成19年 1月10日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成19年 6月13日重任
	平成19年 6月20日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成20年 6月12日重任
	平成20年 6月20日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成21年 6月17日重任
	平成21年 6月23日登記

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0050

千葉県茂原市早野3300番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

	<u>横浜市旭区若葉台四丁目13番802号</u> <u>代表取締役</u> <u>井 本 義 之</u> <u>横浜市旭区若葉台四丁目13番802号</u> <u>代表取締役</u> <u>井 本 義 之</u>	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>東京都中央区新川二丁目30番10-1203号</u> <u>代表取締役</u> <u>西 康 宏</u> <u>東京都中央区新川二丁目30番10-1203号</u> <u>代表取締役</u> <u>西 康 宏</u>	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
		平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
	<u>福岡県糸島市二丈武390番地2</u> <u>代表取締役</u> <u>大 塚 周 一</u>	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 8日登記
	<u>監査役</u> <u>福 山 裕 幸</u> <u>監査役</u> <u>福 山 裕 幸</u> <u>(社外監査役)</u>	平成16年 4月 1日就任
		平成18年 6月29日社外監査役の登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
	<u>監査役</u> <u>長 壁 邦 治</u>	平成16年 5月21日就任
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記

千葉県茂原市早野 3300 番地
 株式会社ジャパンディスプレイ
 会社法人等番号 0400-01-059563

	<u>監査役</u> <u>西 山 光 秋</u>	平成16年 6月18日就任
		平成17年 3月31日辞任
	<u>監査役</u> <u>木 邑 照 高</u>	平成17年 4月11日登記
		平成17年 4月 1日就任
	<u>監査役</u> <u>木 邑 照 高</u> <u>(社外監査役)</u>	平成17年 4月11日登記
		平成18年 6月29日社外 監査役の登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
	<u>監査役</u> <u>齊 藤 莊 藏</u> <u>(社外監査役)</u>	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
		平成22年 3月31日辞任
	<u>監査役</u> <u>川 下 寛</u> <u>(社外監査役)</u>	平成22年 4月 6日登記
		平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
	<u>監査役</u> <u>藤 原 正 樹</u> <u>(社外監査役)</u>	
		平成21年 2月27日辞任
		平成21年 3月 4日登記
	<u>監査役</u> <u>佐 藤 晴 峰</u> <u>(社外監査役)</u>	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
	<u>監査役</u> <u>佐 藤 晴 峰</u> <u>(社外監査役)</u>	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 4日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
	<u>監査役</u> <u>天 野 恭 嗣</u> <u>(社外監査役)</u>	平成21年 2月28日就任
		平成21年 3月 4日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
	<u>監査役</u> <u>青 山 直 文</u>	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>監査役</u> <u>英 慎 一 郎</u> <u>(社外監査役)</u>	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>監査役</u> <u>中 村 忠 司</u> <u>(社外監査役)</u>	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
		平成22年 6月30日辞任
		平成22年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>三 木 淑 史</u> <u>(社外監査役)</u>	平成22年 6月30日就任
		平成22年 7月 1日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>監査役</u> <u>川 崎 和 雄</u>	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
	<u>監査役</u> <u>江 藤 洋 一</u> <u>(社外監査役)</u>	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 8日登記

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	監査役 川 嶋 俊 昭	平成25年 4月 1日就任
	(社外監査役)	平成25年 4月 8日登記
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	
		平成18年 6月29日会計 監査人の登記
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	平成19年 6月13日重任
		平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	平成20年 6月12日重任
		平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成20年 7月 1日新日 本監査法人の名称変更
		平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 6月21日重任
取締役等の会社 に対する責任の免除 に関する規定 (15)		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 6月27日退任
		平成24年 8月 3日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成24年 6月27日就任
		平成24年 8月 3日登記
	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取 締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監 査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる 平成25年 4月 1日設定 平成25年 4月 8日登記	

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定 (16)	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成25年 4月 1日設定 平成25年 4月 8日登記
新株予約権 (17)	第1回新株予約権 新株予約権の数 8万7400個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式8万7400株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。 ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権（当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数 × 分割・併合の比率 なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。 (2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記（3）の調整に服する。）とする。 (3) 行使価額の調整 (a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。 調整後行使価額＝調整前行使価額 ÷ 分割・併合の比率 (b) 当社は、上記（a）に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。 (i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必

要とする場合。

- (ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

- (2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

- (3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

- (4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 1日発行

平成25年 4月 8日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

1万3400個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1万3400株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。以

PATENT

REEL: 038359 FRAME: 0056

下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記(2)に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする(1円未満の端数は切り上げるものとする。)

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初5万円(下記(3)の調整に服する。)とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額=調整前行使価額÷分割・併合の比率

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式(ただし、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれら

に準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 1日発行

平成25年 4月 8日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

3200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式3200株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。)する株式は、当社普通株式1株(以下「割当株式数」という。)とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数=調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記(2)に定義される。)に割当株式数を乗じた価額とする(1円未満の端数は切り上げるものとする。)

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初5万円(下記(3)の調整に服する。)とする。

(3) 行使価額の調整

- (a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

- (b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

- (i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

- (ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月31日から平成35年1月30日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

- (a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

- (b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

- (c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

- (2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

- (3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

- (4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 1日発行

平成25年 4月 8日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

1500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1500株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権（当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記（3）の調整に服する。）とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額 ÷ 分割・併合の比率

(b) 当社は、上記（a）に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。 (ii) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。 新株予約権を行使することができる期間 平成27年2月28日から平成35年2月27日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。 新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。 (a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 (b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 (c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合 (2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。 (3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。 (4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。	平成25年 4月 1日発行 平成25年 4月 8日登記
会社分割 ⑱	平成22年6月30日千葉県茂原市早野3732番地株式会社IPSアルファ支援会社に分割 平成22年 6月30日登記	
吸収合併 ⑲	(1) 平成23年4月1日千葉県茂原市早野3681番地株式会社日立ディスプレイデバイスを合併 平成23年 4月 1日登記	

千葉県茂原市早野 3300 番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

	(2) 平成 23 年 4 月 1 日千葉県茂原市早野 3300 番地株式会社日立ディスプレイテクノロジーズを合併 平成 23 年 4 月 1 日登記
	(3) 平成 25 年 4 月 1 日東京都港区西新橋三丁目 7 番 1 号株式会社ジャパンディスプレイを合併 平成 25 年 4 月 8 日登記
	(4) 平成 25 年 4 月 1 日埼玉県深谷市藩羅町一丁目 9 番地 2 株式会社ジャパンディスプレイセントラルを合併 平成 25 年 4 月 8 日登記
	(5) 平成 25 年 4 月 1 日愛知県知多郡東浦町大字緒川字上舟木 50 番地株式会社ジャパンディスプレイウエストを合併 平成 25 年 4 月 8 日登記
	(6) 平成 25 年 4 月 1 日千葉県茂原市早野 3300 番地株式会社ジャパンディスプレイイーストプロダクツを合併 平成 25 年 4 月 8 日登記
取締役会設置会社に関する事項 (20)	取締役会設置会社 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 17 日登記
監査役設置会社に関する事項 (21)	監査役設置会社 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 17 日登記
監査役会設置会社に関する事項 (22)	<u>監査役会設置会社</u> 平成 18 年 6 月 29 日登記
	平成 24 年 3 月 30 日廃止 平成 24 年 4 月 2 日登記
	監査役会設置会社 平成 25 年 4 月 1 日設定 平成 25 年 4 月 8 日登記
(23) 会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成 18 年 6 月 29 日登記
(24) 登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により 平成 16 年 12 月 13 日移記
	平成 25 年 4 月 1 日東京都港区西新橋三丁目 7 番 1 号に本店移転 平成 25 年 4 月 17 日登記 平成 25 年 4 月 17 日閉鎖

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号 0400-01-059563

(25)

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(千葉県地方務局管轄)

平成27年 1月 7日

東京法務局港出張所
登記官

甲 賀 一 郎

